

激化する米中摩擦 ～次期米大統領選を睨み、関係は急激に悪化、長期的覇権争いで持久戦の様相か

リサーチ&アドバイザー部
中国調査室

メインピックス 2

激化する米中摩擦～次期米大統領選を睨み、関係は急激に悪化、長期的覇権争いで持久戦の様相
2

- 米中通商閣僚級電話会談が8月24日に開催された。同会談は、2020年1月に成立した米中通商第1段階合意(以下、合意)に対して、3か月に一回定期的に開催されるとして、前回は5月8日であった。報道によると、会談では、合意の履行状況について話し合ったとみられ、また今後の進捗を保障させるために必要な措置を取ることを約束した。一方、米中摩擦は終息する気配は見られず、年初来ハイテク分野の米中対立が急速にヒートアップし、ファーウェイを始めとする一連の中国系ハイテク企業がトランプ政権の対中制裁リストに分類され、また直近では、バイトダンスが動画投稿アプリ「TikTok」の米国事業を売却するよう米政府から求められる等、中国企業への圧力が高まっている。これに対し、中国政府は、『中国における輸出禁止技術目録』を発表し、対抗措置を講じている。また報道によると、米国テキサス州にあるノーステキサス大学(UNT)は8月26日、中国政府国費留学生と同奨学プログラムより研究助成を受けている研究者を今秋学期までに全員退学処分をし、ビザも停止させると発表した。このように、米中摩擦は、既に従来の貿易より貿易、技術、学術交流等その範囲が拡大している。
- 本稿は、上述した米中摩擦の最新事情を基に、最近の米中摩擦の焦点変遷、中国が屈指するハイテク企業のファーウェイが米中摩擦で生じた異変、在中国米国企業の動向、並びに米中摩擦の行方について分析する。

君合の中国法コラム 8

『中小企業代金支払い保障条例』の解説 8

- 2020年7月5日、中国国务院は『中小企業代金支払い保障条例』を發布し(2020年9月1日から施行、以下「条例」という)、中小企業と、国家機関、事業単位(国有資産で設立される事業法人または組織)及び大型企業との間の地位の実質的な不平等という問題の解決を目的としている。
- 「条例」では中小企業の合法的権益の保護についての規定がなされていると同時に、中小企業と取引する国家機関、事業単位及び大型企業に、検収、担保、代金の支払期限、支払遅延利息の計算及び未払金に関する情報の公開などの面における法定義務及び罰則も制定されている。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2020年9月) 10

メインピックス

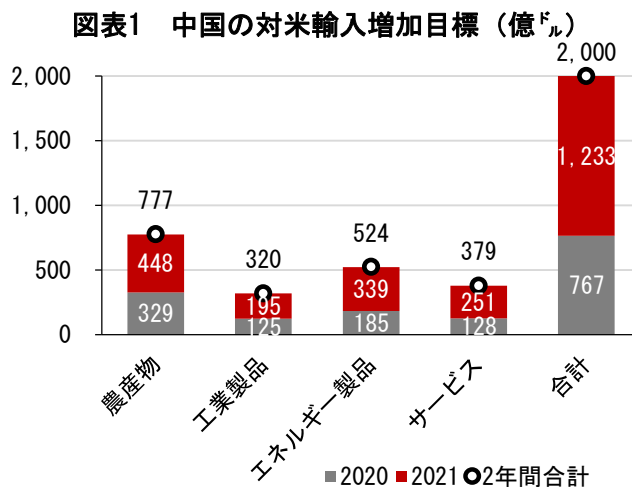
激化する米中摩擦～次期米大統領選を睨み、関係は急激に悪化、長期的覇権争いで持久戦の様相か

米中通商閣僚級電話会談が8月24日に開催された。同会談は、2020年1月に成立した米中通商第1段階合意(以下、合意)に対して、3か月に定期的に開催されるとして、前回は5月8日であった。報道によると、会談では、合意の履行状況について話し合い、また今後の進捗を保障させるために必要な措置を取ることを約束した。一方、米中摩擦は終息する気配は見られず、年初来ハイテク分野の米中対立が急速にヒートアップし、ファーウェイを始めとする一連の中国系ハイテク企業がトランプ政権の対中制裁リストに載せられ、また直近では、バイトダンスが動画投稿アプリ「TikTok」の米国事業を売却するよう米政府から求められる等、中国企業への圧力が高まっている。これに対し、中国政府は、『中国における輸出禁止技術目録』を発表し、対抗措置を講じている。また報道によると、米国テキサス州にあるノーステキサス大学(UNT)は8月26日、中国政府国費留学生と同奨学プログラムより研究助成を受けている研究者を今秋学期までに全員退学処分をし、ビザも停止させると発表した。このように、米中摩擦は、既に従来の貿易から、貿易、技術、学术交流等その範囲が拡大している。

本稿は、上述した米中摩擦の最新事情を基に、最近の米中摩擦の焦点変遷、中国が屈指するハイテク企業のファーウェイが米中摩擦で生じた異変、在中国米国企業の動向、並びに米中摩擦の行方について分析する。

I. 貿易戦から技術戦へ——米中技術分野が全面対決

2020年1月に米中貿易協定で第1段階合意がなされ、追加関税の見送りや税率の引き下げ、中国の対米輸入拡大等、双方が一部譲歩した内容となった(図表1)。また合意で最も重要な項目とみられる総額2,000億元分の中国の対米輸入拡大について、農産物、エネルギー製品が大半となっており、一部メディアは「中国が2020年米国より過去最大の大豆購入を行う見込み」と報じていた。しかし一方では、2018年11月より開始したトランプ政権による中国通信機器大手メーカーのファーウェイへの締め付け強化に見られるように、米中摩擦は単純に貿易だけではなく、中国がハイテク分野で急速に台頭し、国際的な優位性を取ろうとしていることへの危機感が一連のトランプ政権の政策に現れている。また、半導体やICチップ製造等、米国にとって重要性が高いと考える分野においては、とりわけ強力な締め付けを行っている。具体的には、半導体製造大手のTSMCによるファーウェイへの半導体供給や半導体回路自動設計ソフト(EDA)の利用を阻止し、また日系企業が米国製機械、ソフトを利用してファーウェイに供給することも不可となっている¹。更に、米国国防権限法(2019年版)やエヌ・ティ・ティリスト(Entity List)で決められたように、米国企業だけでなく、米国で事業がある多国籍企業も管轄下であるため、日系企業を含む諸外国系企業に対して直接・間接的に影響が生じる可能性が大きくなっている。



出所：各種報道より当行中国調査室作成

¹ <https://www.cistec.or.jp/service/uschina/28-20200902-1.pdf>

図表2 第1段階合意の主要内容(抜粋)

項目	概要
関税関連	2019年12月15日に実行する予定の1,600億ドル分の対中追加制裁関税を見送り 2019年9月1日に発動した対中制裁関税1,200億ドル分の関税率を引き下げ
知的財産保護	知的財産(地理的表示、商標、偽造品等)に対する取り締まりに関する課題に中国が対処
技術移転	中国における強制的技術移転に対処するよう、拘束力のある、かつ強制執行が可能な義務を規定 強制的技術移転を禁止し、技術移転やライセンス供与は市場原理に基づいて実施することを約束 中国は外国の技術を取得することを目的とした対外投資の支持または支援を抑制
農業	米国産の農作物、水産物に対する非関税障壁の撤廃
金融サービス	幅広い金融サービスを提供する企業に対する貿易と投資に関する障壁の撤廃
為替	人民元安誘導の抑制
貿易拡大	中国の対米輸入を2年間で2,000億ドル増
紛争解決	合意内容の履行に関する紛争に対処する手続きを確立

出所：各種報道より当行中国調査室作成

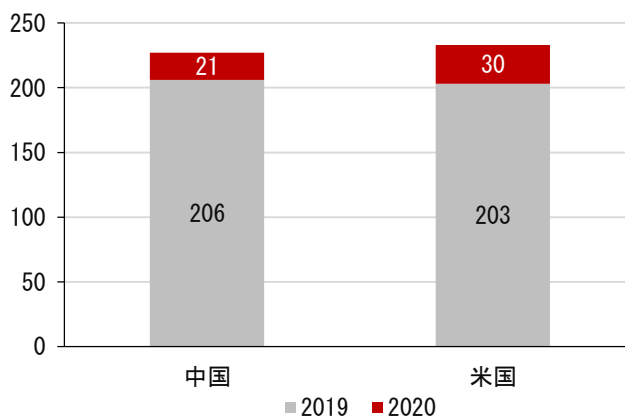
米中摩擦の焦点が技術分野にシフトする背景に、近年中国の技術力の急速な向上がある。Statista が調査した米中デジタル分野での売上高比較(2019年)によると、デジタルメディア、デジタル広告、スマートホーム、コネクテッドカー、ネットトラベル予約といった面では米国はなお優位性を有するが、ネットショッピングとフィンテックの分野では、中国が米国を上回るようになってきている。また、この二項目の割合が大きく、合計としては中国が米国の1.35倍とリードしている(図表3)。

図表3 デジタル分野での米中比較(百万ドル)

項目	中国(A)	米国(B)	A/B
Digital Media	28,011	46,167	0.61
Digital Advertising	6,915	26,457	0.26
E-Commerce	718,389	547,690	1.31
E-Service	53,895	55,734	0.97
Smart Home	11,613	27,240	0.43
FinTech	1,563,675	962,027	1.63
Connected Car	4,050	6,968	0.58
E-Travel	180,442	229,754	0.79
合計	2,566,990	1,902,037	1.35

出所：WINDより当行中国調査室作成

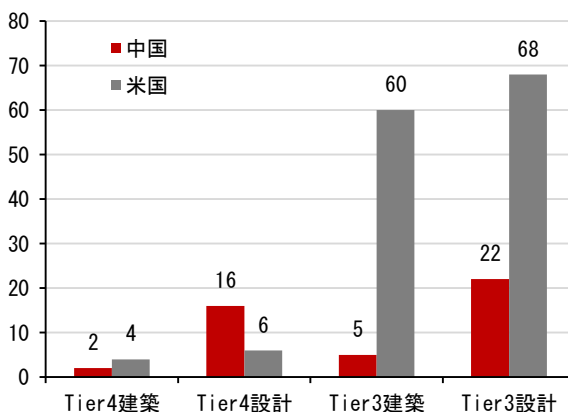
図表4 米中ユニコーン企業の増加数(社)



出所：WINDより当行中国調査室作成

ハイテク分野の実力比較では、近年ユニコーン企業数が代理変数として多用されている。米中ユニコーン企業は近年ともに多数輩出しており、2019年末時点では中国が米国より3社上回る結果となったが、2020年8月時点では中国が21社であったことに対して、米国は30社とリードしている(図表4)。ユニコーン企業の多くは高い技術力を有するハイテク系企業であり、また該当事業分野で独占または寡占する企業も少なくないことから、同分野における中国勢の急成長は米国からの警戒心を招いているだろう。また、同様な競争は技術の標準化競争にも発展している。新型コロナウイルスの感染拡大により在宅勤務が増加し、クラウドサービスの利用者が急増している。そのためにデータセンター(IDC)の建設や技術開発が一層注目されるようになり、業界基準作りが米中競争の一環となっている。図表5に示される通り、2019年末時点のIDC国際基準のうち、Tier3においては何れも米国がリードしているが、より先進なTier4においては、設計面では中国が米国を上回っている。このように米中競争は実物のハイテク製品だけではなく、基準作りといったソフト面でも行われており、これも米国が中国系ハイテク企業に

図表5 IDC国際基準分野での米中比較(件)



出所：WINDより当行中国調査室作成

圧力をかける要因とみられる。

更に、最近最も対中制圧が激しくなっている半導体(ICチップ)業界でも同様な米中競争の様相となっている。図表6の通り、半導体メーカーの売上TOP10のうち、中国勢は2社ランクインしており、うち、SMIC(中芯国際)は2019年3Q時点での市場シェアは4.5%であるものの、2020年3Qの売上は前年同期比(予測)16%増と伸びが速い。一方、米国系企業で唯一ランクインしたGlobal Foundries(IBM系)は予測売上として第3位だが、前年同期比では▲3%と鈍化している。トランプ政権は年初来TSMCを始めとする主要半導体メーカーに中国系企業への納品を停止するよう求めており、現時点では中国台湾系や欧米系では同要求に応じるメーカーが多数であり、複数の報道では、ファーウェイがICチップの在庫減少によりスマートフォン業界から退出する可能性も出ている。

図表6 半導体主要各社の業績比較

順位	会社名	2020Q3E (百万ドル)	2019Q3 (百万ドル)	YoY (%)	M/S (%)
1	TSMC(中国台湾)	11,350	9,400	21	53.9
2	Samsung(韓国)	3,665	3,531	4	17.4
3	Global Foundries(米国)	1,484	1,524	▲3	7.0
4	UMC(中国台湾)	1,482	1,210	23	7.0
5	SMIC(中国)	948	816	16	4.5
6	Towerjazz(イスラエル)	320	312	3	1.5
7	PSC(中国台湾)	289	230	26	1.4
8	VIS(中国台湾)	276	229	21	1.3
9	Hua Hong(中国)	236	239	▲1	1.1
10	DB HiTek(韓国)	191	187	2	0.9
	合計/平均	20,241	17,678	14	96.1

出所：WINDより当行中国調査室作成

II. ファーウェイの事例研究——グローバルサプライチェーンの崩壊で多大な影響を受ける

ファーウェイは中国ハイテク企業に代表されるほど、その影響力が急速に拡大している。同社はもともと携帯メーカーとして創業され、現在は通信設備、パソコン、スマートシティ、自動運転といった広範囲な事業展開をしており、最近では電気自動車(EV)分野へ進出する可能性も報じられており、「グローバル展開×クロスエコシステム」という発展ビジョンが実現されつつある。2020Q2時点での同社スマホ出荷台数は55.8万台と前年同期比▲4.9%と低下したが、市場シェアは同2.5ポイント上昇した。一方、米国系スマホメーカーのApple社は出荷台数前年同期比と市場シェア増減幅はともに拡大しており、ファーウェイとの市場シェアの差が縮小している。上述したようにファーウェイ向けICチップの供給停止が現実になると、同社がスマホ事業から撤退することもあり得ることから、同業界の構図が大きく変化する可能性がある(図表7)。

図表7 スマートフォン主要各社の出荷台数比較

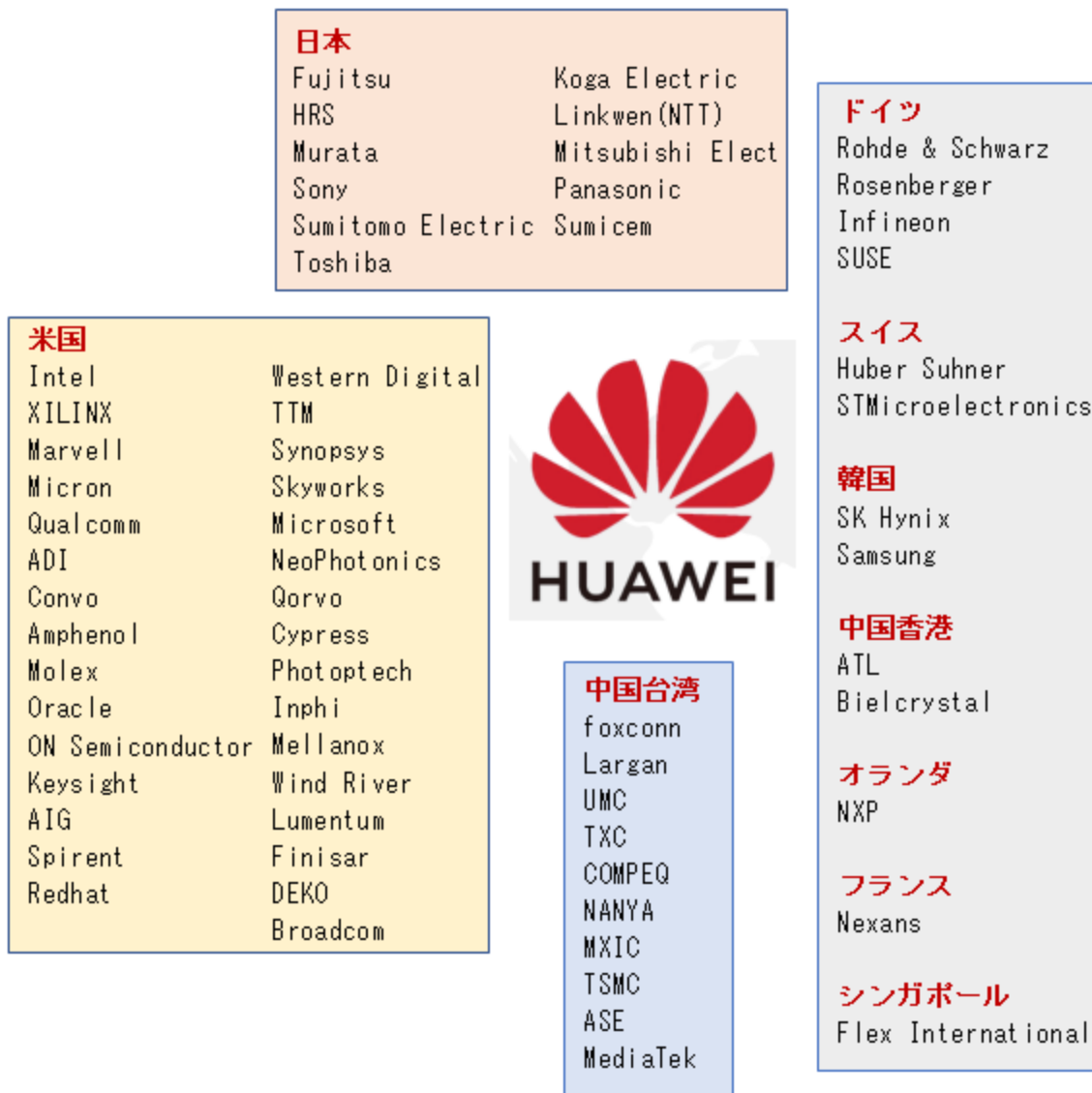
会社名	出荷台数(万台)			市場シェア(%)		
	2020Q2	2019Q2	YoY	2020Q2	2019Q2	増減幅
Huawei	55.8	58.7	-4.9	20.2	17.7	2.5
Samsung	54.0	76.2	-29.1	19.5	23.0	-3.5
Apple	37.6	33.8	11.2	13.6	10.2	3.4
Xiaomi	28.5	32.3	-11.8	10.3	9.7	0.6
OPPO	24.0	29.5	-18.6	8.7	8.9	-0.2
その他	76.7	101.1	-24.1	27.8	30.5	-2.7
合計	276.5	331.7	-16.6	100.0	100.0	0.0

出所：WINDより当行中国調査室作成

ファーウェイの現状は、グローバルサプライチェーン、とりわけ外国製重点技術と製造工程に強く依存する中国ハイテク業界の表れともいえよう。図表8で表れたように、同社全92社のサプライヤーのうち、米国系企業

は33社と、35.9%に達している。情報会社 WIND によると、同33社は既に国防権限法によりファーウェイ向けの供給を停止し、中国台湾系(10社)、欧州/韓国/シンガポール系(13社)も供給停止の可能性が高まっている。ファーウェイは自ら窮地から抜け出すため、「脱 A (America)」計画を急ピッチで進められており、対米依存を早期に脱却するよう努力している。しかし、仮に日系企業を含む対ファーウェイ出荷停止がさらに拡大し、また中芯国際に米国による制裁が科された場合、ファーウェイ向けの海外サプライヤーは殆どゼロに近いことになり、同社の存続そのものに支障が出てくる。このような意味では、とりわけ11月に開催される予定の米次期大統領選までのこの2か月間はファーウェイに対して大きな意味を持っており、如何に米国を始めとする包圍網から突破できるかまたは対米柔軟策を講じて同社を救うかが同社並びに中国政府にとって喫緊な課題となる。

図表8 ファーウェイのメインサプライヤー



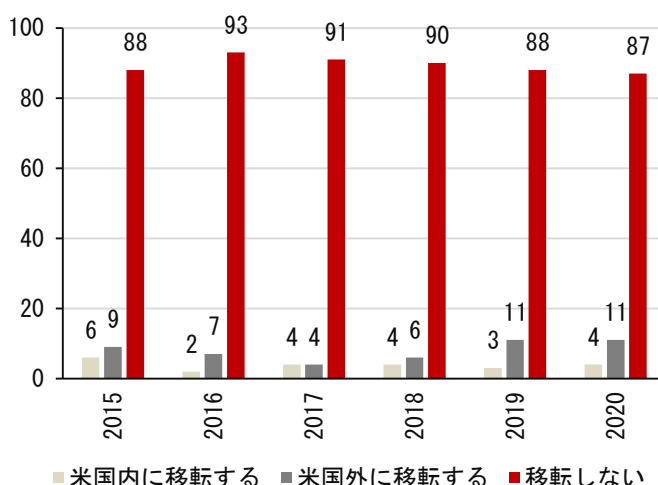
出所：WIND より当行中国調査室作成
注：中国国内のサプライヤーは省略する

Ⅲ. 在中国米系企業の動向——依然として中国事業を重視

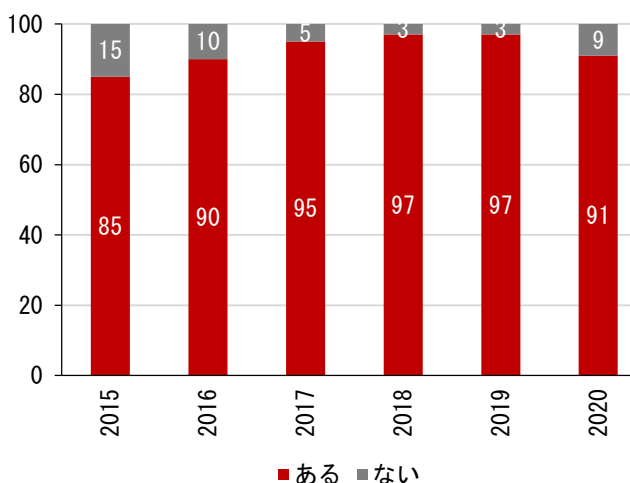
米中摩擦が激化する中、在中国米系企業の動向が注目を集めている。米中ビジネス協議会 (US-China Business Council) が 2020 年に在中国米系企業を対象にしたアンケート調査の結果によると、回答者のうち 87% が中国から撤退する計画がないとし、また中国事業で収益を得ている回答者は全体の 91%、自社における事業のうち中国事業の重要度が最も優先または優先する TOP5 と答えた回答者は全体の 83% に達した。これらの結果から、米中摩擦の激化はグローバルビジネス面への影響は限られており、中国の市場の有望さ並びに中国事業で収益を得られることが在中國米系企業の存続に支える重要な要因となっている(図表 9、図表 10、図表 11)。

更に、仮に中国以外に移転したとしても、移転先として重要視される東南アジアと中南米では、多大なインフラ建設コストや従業員教育・トレーニングコストが必要となり、また中国から移転することは中国市場を放棄することと同様となるため、企業にとっては重い判断となる。

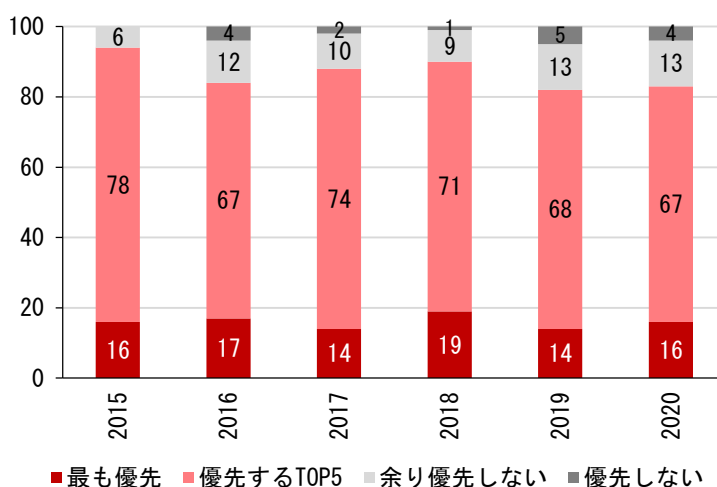
図表9 中国から撤退する計画の有無 (%)



図表10 中国事業で収益獲得の有無 (%)



図表11 自社における中国事業の重要度 (%)



出所：米中ビジネス協議会により当行中国調査室作成

Ⅳ. 結びに代えて——米中摩擦の行方

本稿は、米中摩擦の最新状況を基に、米中技術競争の現状、米国による対中技術封鎖が中国ハイテク企業 (ファーウェイ) への影響、在中国米国企業の最新動向を分析した。米中摩擦は、両国の覇権争いという本質的な背景にあり、貿易、技術等といったように単一な要因で解決できるものではなく、その長期性と解決の困難さに十分に理解する必要がある。また、11月に開催する予定の米次期大統領選は一つの重要な境となり、それまではトランプ大統領は支持率を獲得するために、中国に対する圧力を一層強め、対中強硬策を取ることが容易に想像できるだろう。さらに、中国との会談回数を極端に減らし、国際貿易、技術、人材移動といった様々な面で中国包囲網を形成させることが明確となっている。したがって、中国企業や大学をはじめとする研究機関は少なくとも 11 月までに米国からの圧力や逆風にさらされることとなり、また中国国内経済における構造改革や新型コロナウイルスの再発リスクもあり、短期では中国にとって総じて厳しくなると予想される。

一方、米国は政権交代しても、対中政策の大幅な変更は考えにくい。トランプ氏の選挙ライバルであるバイデン氏は対中政策を明言しないものの、覇権争いの観点からみると、対中融和策を取ることは国内政治上のリスクが大きい。近年、ファーウェイと ZTE への厳しい措置を講じてきているが、もともとは 2012 年 10 月に米下院情報委員会がこの 2 社を「安全保障上の脅威」だとし、両社に対する強い警戒を呼び掛けたことに溯る。したがって、対中警戒や米中摩擦は現政権(トランプ政権)特有なものではなく、実際議会はトランプ政権よりも先に関連措置を実行していた。この意味では、米国の政権交代が実現としても、米中摩擦の収束は期待し難く、中長期的には米中それぞれを中心とした世界のデカップリング化の様相も可能性としてあり得るだろう。

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザリー部
中国調査室 李 博

君合の中国法コラム

『中小企業代金支払い保障条例』の解説

2020 年 7 月 5 日、中国国務院は『中小企業代金支払い保障条例』を發布し(2020 年 9 月 1 日から施行、以下「条例」という)、中小企業と、国家機関、事業単位(国有資産で設立される事業法人または組織)及び大型企業との間の地位の実質的な不平等という問題の解決を目的としている。

「条例」では中小企業の合法的權益の保護についての規定がなされていると同時に、中小企業と取引する国家機関、事業単位及び大型企業に、検収、担保、代金の支払期限、支払遅延利息の計算及び未払金に関する情報の公開などの面における法定義務及び罰則も制定されている。

I、「条例」の適用を受ける主体

1. 保護対象である中小企業の区分基準

「条例」にいう「中小企業」とは、中国系、外資系企業を問わず、中国で設立され、「中小企業区分標準の發布に関する通知」に定めた基準により確定される「中型」「小型」「微型」企業である。卸売業を例として、従業員の数が 200 人以下、または売上高が 40000 万元以下の企業が中小企業に属する。

2. 法定義務を負う大型企業の範囲

「条例」の第 3 条によると、「大型企業」とは、中国で設立された中小企業に属さないすべての国有企業、外資系企業、民間企業をいう。

II、「条例」に定めた国家機関、事業単位及び大型企業の主な義務

法定義務	国家機関/事業単位	大型企業
代金の支払期限 (条例第 8 条)	貨物、工事、サービスが提供されてから 30 日以内に支払い、契約で別途規定される場合、支払期限は最長で 60 日を超えてはならない。	業界規範、取引慣習に基づいて、合理的な支払期限を約定し、期限通りに支払わなければならない。
保証金 (条例第 12 条)	工事建設について、入札保証金、履行保証金、工事の質に関する保証金、出稼ぎ農民工の給与に関する保証金以外の保証金を徴収してはならない。 保証金の徴収比率は国家の規定に適合しなければならない。 保証金を現金に制限してはならず、金融機構が発行した保証状を拒否してはならない。	
支払いの遅延に対する利息 (条例第 15 条)	遅延利息は契約に従い確定される。ただし、利率は契約締結された当時の一年間の貸出基準利息(LPR)を下回ってはならない。 契約に定められていない場合、1 日 0.05%の利率で遅延利息を支払わなければならない(すなわち 18.25%の年利率)。	

また「条例」第 16 条に基づき、国家機関、事業単位は毎年 3 月 31 日までに、前年度の中小企業に対する支

払いが遅延した契約の情報を、ウェブサイト、新聞などで公開しなければならない。大型企業は、企業信用情報公示システムを通じて、公開しなければならない。

III、「条例」に違反した場合の行政責任

「条例」第25条の規定により、国家機関、事業単位が「条例」に規定された義務に違反した場合、その上級国家機関、主管部門が是正を命じるものとする。是正を拒否する場合は、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により処分する。

「条例」第27条及び「企業法人登録管理条例」の第29条により、大型企業が中小企業に対する支払いを遅延した契約の情報を公開しなかった場合、または虚偽の情報を公開した場合、市場管理監督部門が警告、不法所得の没収、不法所得の3倍以下の罰金などに処する。

IV、「条例」の施行に伴う大型企業への注意事項

「条例」が国务院から公布された行政法規であるため、国家機関、事業単位及び大型企業が「条例」の強行規定に違反した場合、中小企業は契約締結後、「契約法」第52条に基づき、裁判所または仲裁機構に対し、関連条項の無効を主張することができる。取引における法的リスクを減らすために、大型企業が契約の制定、交涉及び締結を行う際には以下のポイントに留意いただきたい。

1. 相手方が中小企業であるか否かを確認する

「条例」では、中小企業が契約を締結するとき、自ら中小企業であることを相手方に知らせるべきであると規定しているが、中小企業が自ら告知しなかった場合の結果について、定められていない。そのため、契約を締結する際に、相手方が中小企業であるか否かについて契約書に記載するとよい。

2. 契約で明確に遅延利息を定める

「条例」に定められている比較的高い法定遅延利息(18.25%の年利息)の適用を避けるために、契約で明確に遅延利息を定めることを推奨する。「条例」によると、当事者の間で定められた遅延利息が契約締結された当時の一年間の貸出基準利息(例えば2020年8月20日に公表した一年間の貸出基準利息は4.25%である)を下回らない限り、有効である。

3. 支払いが遅延した契約の情報公開義務に留意する

「条例」では国家機関、事業単位及び大型企業に支払いを遅延した契約の情報公開義務及び関連する罰則を定めているが、遅延の理由を問わず一律に公開するか、または遅延の理由が合理的である場合、公開する義務を負わないかなどの公開に関する具体的な実施方法について、明確に規定されていない。そのため、大型企業は今後、関連部門による情報公開義務の具体化の動向について、留意するとよい。

当資料は情報提供のみを目的として、君合律師事務所によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何等かの行動を投稿が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟(ILASA)より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2020年9月)

■ MUFG BK CHINA WEEKLY 2020/9/2

中国 2019年の研究開発費 前年比+12.5%の2.2兆元

<https://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/420090201.pdf>

国際業務部

■ MUFG BK 中国月報 第175号(2020年9月)

コロナ渦で落ち込んだ日本の輸出を牽引する中国向け輸出

<https://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/120090101.pdf>

国際業務部

■ ニュースフォーカス No.11

グレーターベイエリア建設に対する金融推進意見の実施方案

https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1223_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性がります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214